

東大和市市長交際費支出基準

令和2年6月24日市長決裁
令和6年5月31日市長決裁
令和6年1月25日市長決裁

(目的)

第1条 この基準は、市長交際費について必要な事項を定め、適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 市長交際費とは、東大和市長（以下「市長」という。）又はその代理者が市を代表して、市政の円滑な運営のために、外部との交際を行う際に要する経費をいう。

(支出)

第3条 市長交際費の支出については、その相手方や内容が市政の運営上妥当であり、かつ、他団体等との均衡を失すことのないよう配慮し、予算の範囲内で行うものとする。

(種別等)

第4条 市長交際費の種別、支出範囲及び金額は、次のとおりとする。

- (1) 会費 各種団体等が主催する総会、大会、懇親会その他行事等で飲食を伴うものに出席する場合に支出する経費。支出金額は、実費とする。
- (2)弔慰金 葬儀等における香典、供花又は弔電として支出する経費。支出範囲及び金額は、別表のとおりとする。

2 前項各号に規定するもののほか、市長が特に必要と認める場合は、その実費を支出できるものとする。

(支出の禁止)

第5条 前2条の規定にかかわらず、市長交際費は宗教団体及び政党その他の政治団体に対しては支出しないものとする。

(支出手続)

第6条 市長交際費の支出にあたっては、市長交際費支出連絡票（別記様式）により、市長の決裁を受けなければならない。

(管理)

第7条 市長室長は、市長交際費支出のため、あらかじめ一定額を資金前渡の方法により会計管理者から交付を受け、東大和市会計事務規則（平成22年規則第6号）に基づき適切に保管するとともに、その支出内容を記録し、収支を明らかにしておかなければならない。

(公表)

第8条 市長交際費の支出内容は、支出した月分をその翌月の末日までに、市長室秘書係の窓口、東大和市公式ホームページ等で公表するものとする。ただし、公表する内容に個人に関する情報が含まれている場合は、東大和市情報公開条例（平成15年条例第22号）に準じて、これを除くものとする。

（基準の見直し等）

第9条 市長は、市長交際費の支出内容について、社会経済状況の変化等を十分考慮し、適正な執行に努めるとともに、必要に応じて見直し等を行うものとする。

（補則）

第10条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年11月26日から施行する。

別表（第4条関係）

番号	支出区分	支出対象	支出内容	支出金額
1	選挙区選出の国会議員又は都議会議員	本人	香典	10,000円
			供花	20,000円程度
		配偶者	香典	10,000円
2	選挙区選出の国会議員又は都議会議員の職にあった者	本人	香典	10,000円
			供花	20,000円程度
3	東京都知事、近隣自治体又は友好都市の長	本人	香典	10,000円
			供花	20,000円程度
4	東京都知事、近隣自治体又は友好都市の長の職にあった者	本人	弔電	実費
5	市議会議員	本人	香典	30,000円
			供花	20,000円程度
		配偶者、父、母又は子	香典	10,000円
			供花	20,000円程度
6	市議会議員の職にあった者	本人	香典	10,000円
			供花	20,000円程度
7	副市長又は教育長	本人	香典	30,000円
			供花	20,000円程度
		配偶者、父、母又は子	香典	10,000円
			供花	20,000円程度
8	市長、副市長又は教育長の職にあった者（助役及び収入役を含む）	本人	香典	10,000円
			供花	20,000円程度
		配偶者	香典	10,000円
9	教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員又は固定資産評価審査委員会委員	本人	香典	10,000円
			供花	20,000円程度
		配偶者	香典	10,000円
10	支出年度に市政功労者として表彰（感謝状を除く。）を受けた者	本人	香典	10,000円
			供花	20,000円程度
11	消防団団長又は副団長	本人	香典	10,000円
			供花	20,000円程度
12	東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和52年条例第2号)別表に掲げる職員のうち月額による報酬の支給対象となっている職員	本人	香典	10,000円
			供花	20,000円程度
13	その他関係団体の役員等で市長が必要と認めるもの	本人	香典	10,000円
			供花	20,000円程度

(注)

- 1 特に記載がある場合を除き、支出区分については、東大和市のものとする。
- 2 複数の支出区分に重複して該当する場合は、支出金額の最も高い区分を適用する。
- 3 支出対象中、本人以外については、本人との別居・同居を問わない。
- 4 支出内容中「香典」については、差出人の表示を「東大和市」とする。
- 5 支出内容中「供花」については、生花又は花輪とし、名札を「東大和市」とする。また、供花に係る支出金額については、消費税及び地方消費税の額を含む額とし、実費対応とする。